

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系床ドレンサンプ（B）用ポンプ（B）の運転確認において、ポンプのグラウンド部が過熱したため、当該ポンプを点検・修理	D	
2	1号機	主発電機防災設備への供給用窒素ガスボンベの圧力が低下傾向を示しているため、当該設備を調査	D	
3	1号機	所内ボイラ室スチームドレンサンプポンプの出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	1・2号主排気筒北側の気体廃棄物処理系配管床面貫通部のラバーブーツの結束用金具に外れが認められたため、当該ラバーブーツを再取付	D	
5	1号機	タービン建屋連続ダスト放射線モニタ用真空ポンプの給油口閉止キャップ部から潤滑油のリーク（約30cc、汚染無し）が認められたため、閉止キャップを増し締め及び漏れた油を拭き取り清掃	D	
6	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）北側に敷設されている消火系配管のろ過水供給弁に破損が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	5号機	エリア放射線モニタ装置（原子炉建屋地階圧力抑制室区域監視用）に指示値不良が認められたため、当該モニタ装置の計装信号回路を点検・修理	D	
8	6号機	原子炉格納容器ドライウェル内の露点計において、検出器の清掃または調整を要する状況であることを示す記号（S）の画面表示が認められたため、当該露点計の検出器を点検・清掃	D	
9	6号機	硫酸第一鉄注入装置用補助タンクへの補給水の流量調整用淡水注入弁の開閉制御用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
10	6号機	原子炉再循環系ポンプ（A）駆動用電動機の巻き線冷却器用冷却水の流量低下を示す警報が発生し、即復帰するという事象が認められたため、対応検討	C	
11	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機用復水器（B）のプロウ（2台中、1台）の入口配管に詰まり傾向が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備が「グラニュレータ機器異常」を示す警報の発生とともにバーナー失火により自動停止したため、当該設備を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで